

Part1 法改正対策



2026年度（令和8年度）本試験に影響を受ける法改正項目の重要ポイントを科目別に取り上げます。解説動画講義と併せてご活用ください。

- ・なお、翌月号（7月号）では、この法改正項目を踏まえた練習問題を掲載する予定です。本特集と併せてご活用ください。
- ・この特集の内容は、令和8年2月13日時点において、同年4月10日までに施行されることが確定している内容によります。これ以降に改正が確定した内容について、特に重要な改正内容がある場合には、翌々月号（8月号）に補足として掲載する可能性があります。予めご了承ください。



社会保険労務士
三宅 大樹
(山川社労士予備校)

I 労働基準法

○懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設したことに伴い、罰則規定の条文について、懲役→拘禁刑とする改正が行われた。

改正前後の条文比較

改正後	改正前（法117条）
第5条（強制労働の禁止）の規定に違反した者は、 1年以上10年以下の拘禁刑 又は 20万円以上300万円以下 の罰金に処する。	第5条（強制労働の禁止）の規定に違反した者は、これを1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処する。

試験対策上、注意したい改正ポイント

- ①社労士試験対策上は、条文上の用語が懲役→「**拘禁刑**」に変わったという理解で十分です。なお、量刑の範囲（1年以上10年以下）については、懲役から拘禁刑に変わっても変更ありません。
- ②なお、これらのことは労働基準法の他の罰則規定（法118条1項、法119条、法附則141条5項）でも同じであることはもちろん、社労士試験対象の他の法令の罰則規定でも同様です。したがって、同様の事項の繰り返しの記載になるので、本特集ではその掲載は省略します。
- ③この改正は、刑法の改正によるもので、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことを可能にするために行われたものです。

II 労働安全衛生法

- ① 注文者等に課されていた配慮義務について、建設工事以外の注文者にも広く適用される趣旨を、条文上明確にした。
- ② 事業者等が実施する労働災害防止措置への協力努力規定の適用範囲を、労働者だけでなく、労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものにも拡大した。
- ③ 統括安全衛生責任者について、自社及び関係請負人の労働者に限らず、労働者以外の作業従事者も含め、一の場所で作業する場合に選任義務が発生するとした。
- ④ 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度が見直された。
- ⑤ 高年齢者の労働災害防止のための措置として、事業者に対して高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善等の措置を講ずる努力規定が新設された。
- ⑥ 事業者に対して熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制整備と関係作業員へ周知する義務規定が新設された。

① 注文者等に課されていた配慮義務について、建設工事以外の注文者にも広く適用される趣旨を、条文上明確にした。

改正前後の条文比較

改正後	改正前（法3条）
③ <u>建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者</u> は、施工方法、 <u>作業方法</u> 、工期、 <u>納期</u> 等について、 <u>安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない</u> 。	③ 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

試験対策上、注意したい改正ポイント

①改正前後の比較をすると、以下のとおりです。

	改正後	改正前
適用対象	<u>建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者</u>	建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者
何の条件について	施工方法、 <u>作業方法</u> 、工期、 <u>納期</u> 等	施工方法、工期等

②この規定は、広く「仕事を他人に請け負わせる者」に適用されてきたものであり、特に建設工事の発注における不適切な工期設定や施工方法の指定が想定されていたことから、これまで建設工事の注文者を例示してきました。しかし、無理な納期設定、作業方法の指定、経費の算定等により労働災害が起こる可能性は建設工事に限られないため、